# 令和6年度補正予算 事業概要

支援局虐待防止対策課

# <u>目 次</u>

○児童相談所等におけるICT化推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
○児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 4
○こども家庭センター設置・機能強化促進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
<ul><li>○ヤングケアラー支援体制強化事業(ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)・・・・・・・・・・6</li></ul>
○ヤングケアラー支援体制強化事業(ヤングケアラー支援体制構築事業) ・・・・・・・・・ 7
○児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム ・・・・・・ 8
○児童相談所におけるAIを活用した全国統一のツールの開発 ・・・・・・・・・・・・・ 9



# 児童相談所等におけるICT化推進事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 1.7億円

#### 事業の目的

● 児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

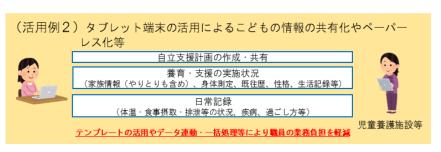
#### 事業の概要

- 児童相談所等(※)におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。 (活用例1)
- ①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等(活用例2)

職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、 スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

(※) 児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 児童自立生活援助事業所(I型及びII型)、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所





#### 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村 【補助基準額】1か所当たり 1,000千円 【補助割合】 i.児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター

国:1/2(都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村:1/2)

<u>ii . 上記以外</u>

国:1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市:1/4、事業者:1/4) 国:1/2(都道府県:1/8、市及び福祉事務所設置町村:1/8、事業者:1/4)

※地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国:1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市:1/2) 国:1/2(都道府県:1/4、市及び福祉事務所設置町村:1/4)

þ

# こども家庭庁 児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 1.1億円

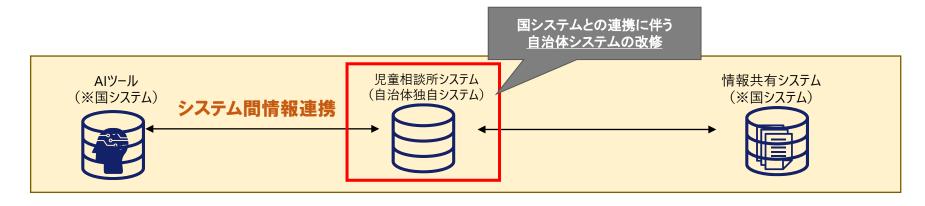
#### 事業の目的

● 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効 率的なシステム運用を行うととともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

#### 事業の概要

#### 児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム(※)と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



#### 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

①児童相談所におけるAIを活用した全国統一ツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

【補助割合】国:1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村:1/2

【補助基準額】1自治体当たり ①:19,250千円、②:7,700千円

※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

# 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

支援局 虐待防止対策課

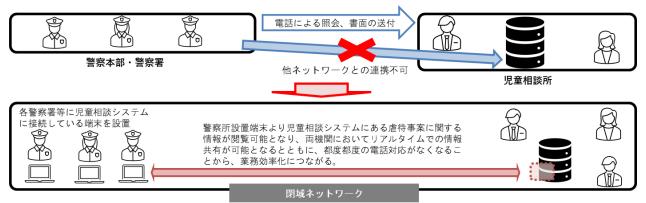
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 1.1億円

#### 事業の目的

児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察 本部及び各警察署(以下「警察署等」という。)に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情 報共有できるシステムを構築する。

#### 事業の概要

- 児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。
  - ① 警察署等への端末整備 警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認でき るようにする。
  - 児童相談所システム改修 児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能(例:児童通告書)を追加する。



#### 実施主体等

【実施主体】

①警察署等への端末整備 都道府県 ②児童相談所システム改修 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

国:1/2 (都道府県:1/2) 国:1/2 (都道府県・指定都市 【補助割合】 ①警察署等への端末整備

②児童相談所システム改修 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市:1/2)

【補助基準額】 ①警察署等への端末整備 1自治体当たり 30,550千円

②児童相談所システム改修 1 自治体当たり 20,460千円

くこども政策推進事業委託費> 令和6年度補正予算 1.1億円

#### 事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村(全体の約5割)での設置を促すとともに、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業等の構築・活用などの機能の充実を促し、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・計画的な支援の円滑な実施を推進する。

これらの取組を通じ、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開等を図る。

#### 事業の概要

国から委託を受けた事業者が、以下①のほか、<u>都道府県と協働して②~⑤を実施</u>し、市町村こども家庭センターの設置と機能強化を促進する。

#### 未設置の市町村

- ・どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか?
- ・既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか?
- ・同じくらいの人口規模で設置した自治体の例が知りたい

#### 機能強化が必要な市町村

- · 合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいか?
- ・サポートプランを家族と作って活用するには?他自治体の例は?
- 家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいか?

設置の推進 (相談対応·研修等) 機能強化の推進 (相談対応·研修等)

都道府県

設置の制約や機能の状況をどのように把握し、市町村をどう支援するか?

協議 情報交換 都道府県と 協働して ②~⑤による 相談·支援を実施

## 国(受託事業者)

① 先進事例の集約・視覚化

アドバイザー確保

設置率の高い都道府県の職員

有識者

設置済み市町村 の設置・運営担当者 機能が充実した市町村 の実践者等



- ② 未設置市町村の状況把握・課題分析
- ③ 課題分析や先進事例に基づく未設置市町村への相談対応・助言
- ④ 設置や各機能強化のためのアドバイザーによる助言・研修の提供
- ⑤ 人口規模が近い市町村同士が情報交換できる場や仕組みの創出

#### 実施主体

【実施主体】民間事業者 【注

【補助率】10/10



# ヤングケアラー支援体制強化事業

(ヤングケアラー実態調査・研修推進事業(実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分))

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 6.8億円

#### 事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的に(少なくとも年に1回程度)行うことが重要としている。
- 実態調査・把握の実施自治体数は412自治体に留まる(令和6年2月29日現在)ところ、ヤングケアラーの早期把握を目的とした定期的な「実態調査・ 把握」が全国で実施されるよう、従来の補助に加え必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (https://www.cfa.go.jp/policies/voung-carer)

#### 事業の概要

①実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により 調査を実施。

都道府県は、条例の制定や計画策定など、広域的な支援体制の整備に必要な調査の他、市区町村と連携し、高校生以上の世代など、広域的な対応が 必要となる場合の実態調査を実施。

②実態調査スタートアップ加算

実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に 資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当するこど もの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

#### 実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村		
実施事業	1都道府県、指定 都市あたり	1 中核市・特別区 あたり	1市町村あたり
①実態調査・把握	6,100千円	3,153千円	1,709千円
②実態調査スタートアップ加算 (1自治体当たり原則1か年度のみ申請可能)	2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率	国:2/3 実施主体:1/3		

都道府県・ 市区町村 こども・若者への実態調査 (少なくとも年に1回程度実施) ヤング ケアラー



# ヤングケアラー支援体制強化事業

(ヤングケアラー支援体制構築事業(都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分))

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度補正予算 0.4億円

#### 事業の目的

- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。
- 子ども・若者育成支援推進法改正により、ヤングケアラー支援の対象年齢はおおむね30歳未満(状況により40歳未満)とされ、18 歳前後での切れ目ない支援が重要であるが、活動圏域が広域になる若者世代は、主に都道府県において、オンライン相談を含む個別支援や市区町村へのつなぎ、ピアサポートの体制整備等が望まれることから、全国で18歳以上のヤングケアラーへの支援が展開されるよう、都道府県にヤングケアラー・コーディネーターを配置するための補助を創設する。

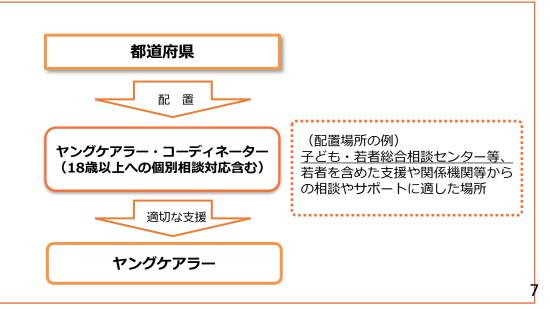
#### 事業の概要

● 都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置(事業委託を 含む)する場合、必要な経費の補助を行う。

#### 実施主体等

実施主体	1 都道府県あたり
18歳以上のヤングケアラーへの 個別相談対応を含む業務を行う ヤングケアラー・コーディネー ターの配置	7,896千円
補助率	国:2/3 実施主体:1/3

※ 18歳未満のヤングケアラーの支援については、別途「ヤングケアラー・ コーディネーターの配置」にて対応。





#### 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム

(拙域ごとに

※相談のやりとりは、今回開発

(LINE上には保存されない)

したシステム上にのみ保存される

#### 支援局 虐待防止対策課

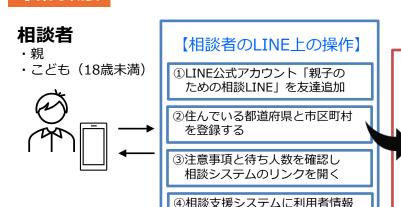
項:情報通信技術調達等適正·効率化推進費

目:情報処理業務庁費 令和6年度補下予算 0.5億円 (デジタル庁ー括計 上)

#### 事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体(又は各児童相談 所)に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。(令和5年2月より順次、運用を開始)

#### 事業の概要





- ②相談内容を確認し、相談者に 対してメッセージを送信する
- ③内容によっては、利用者の紐付 けや他自治体への移管が可能
- ④相談対応が終了した場合は ステータスを終結にする
- ⑤メッセージのやりとりは、 終結日から1年経過で自動削除

### 自治体職員等

- · 自治体職員
- · 委託事業者





※各自治体は本業 務を外部委託する ことも可能

(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

#### く要求内容>

相談終了後に利用者アンケートを送付する機能を追加

を入力する

⑤相談内容を送信する

⇒相談終了後にシステム内で利用者アンケート(ユーザー満足度)を送付することで、本システムに対する意見を収集できるほか、システム導入の 効果検証を行うことが可能となり、適切な改善に繋げていくことが可能となる。

B自治体

C自治体

#### 実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国:10/10 【資金の流れ】





### 児童相談所における A I を活用した全国統一のツールの開発 (音声マイニング機能の構築等)

支援局 虐待防止対策課

項:情報通信技術調達等適正・効率化推進費

令和6年度補正予算 2.1億円

目:情報処理業務庁費 (デジタル庁ー括計上)

#### 事業の目的

- 増え続ける児童虐待相談への対応により児童相談所の業務負担が大きくなる中で、AIやICT技術を活用し、職員の負担を軽減していくことが重要
- 業務負担軽減効果の高い全国統一のツールを作成することで、児相職員が保護者やこどものケースワークに専念できる環境づくりを構築する。

#### 事業の概要

**Point** 

面談や電話での音声情報を即時テキスト化+要約を行うことで、現場で大きな負担となっている記録業務を軽減し、業務効率化を推進。

#### 〈要求内容〉

令和6年度に実施する本ツールの試行検証結果等を踏まえ、現場にとって有用なAIツールを提供することを目的とした以下の機能改修を実施 ※このほか、システム運用保守や工程管理支援に関する経費を要求

- ①音声マイニング等による相談内容(電話・面談)の記録作成支援等でのAI活用 ※児相現場で大きな負担となっている記録業務のICT化や経過記録の標準化に寄与
  - ・音声マイニング等による記録作成支援機能の開発及び読み取り/要約精度の向上
- ・アプリケーション化の検討(通信環境に左右されずに活用可能)、相談内容に関連する法令等の即時検索・表示機能の実装等
- ②各自治体の児童相談所システムとの連携作業 ※①で読み取った情報の円滑な連携が可能になるほか、将来的に国・自治体間の情報連携推進に寄与
  - ・API連携機能の拡張
  - ・APIと各児相システムが接続するに当たっての業務支援、接続テストによる課題把握・検討等

#### Step1 音声情報等の入力

- ・面談音声情報
- ・電話音声情報
- ・アセスメント情報 等



入力

#### Step2 AIツールによる解析

- ・学習データを蓄積
- ・蓄積されたデータを活用し、 入力情報からAIが解析・予測

※タブレット等による外出先・訪問 先での即時・的確な対応も想定

# 出力

# Step3 テキスト情報等の出力 ・音声のテキスト化

- ・AIによる面談記録等の要約
- ・一時保護スコア 等





#### 実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国:10/10 【資金の流れ】

■ 委託 国

システム改修事業者工程管理支援事業者